静岡地方裁判所委員会議事概要

平成27年11月20日(金)午後3時から開催された第31回静岡地方裁判所委員会 における議事の概要は次のとおり

出席した委員

青島伸雄, 伊東幸宏, 小長谷洋, 澤田敬介, 内藤孝二, 中山祥乃, 安浪亮介, 渡邉良子(五十音順, 敬称略)

議事

1 倒産処理手続について

(1) 倒産処理手続の概要等についての説明

静岡地方裁判所の細矢郁部総括裁判官及び井上善樹裁判官から倒産処理手続の概要 並びに全国及び静岡地方裁判所管内の事件動向について、説明を受けた。

- (2) 意見交換(○:委員 △:説明者)
 - 倒産事件の件数が年々減っている理由は何か。
 - △ 経済情勢によるところが大きいと思われる。アベノミクスが発信された後に顕著に破産事件数が減ったことがあった。
 - 倒産事件の制度、手続が変わり、減少したということはないか。
 - △ 制度そのものの変更による影響はないものと考えている。
 - 静岡は、管財人の選任率が高いようであるが、どのような理由が考えられるか。
 - △ 管財人を選任するかどうかは、事案の内容から、裁判官が判断している。選任率が裁判所によって異なる要因の一つとして、管財人となる弁護士の確保ができているかが挙げられるが、弁護士の確保ができていないことにより本来管財事件とすべき事案を同時廃止事件とすることはあってはならないことであるから、管財人を確保することは全国の各裁判所が心掛けていることと思われる。
 - 弁護士数が増えたことにより、裁判所外で弁護士が介入して解決するなど、弁 護士数の増加と倒産事件の減少とは、相関関係はあるか。
 - △ 統計データはないが、裁判所に申し立てる前に弁護士が関与し、任意整理により処理されている債務者も一定数はいるのではないかと思われる。しかし、弁護士の増加を原因とする事件数の減少は、感触としてはあまり感じていない。
 - 個人の場合,免責するために安易に自己破産をしている方が増えているのでは ないか。
 - △ 自己破産を申し立てる個人は一定数おり、中には2度目の申立てをする個人もいることから、確かに中には自己破産について安易に考えている申立人もいるのかもしれない。
 - 静岡が倒産発生率ワースト1位という説明を聞いて,意外だと感じた。浜松は, リーマンショック前は絶好調であり,その後,自動車メーカーや楽器メーカーが 落ち込んだことは確かにあると思うが,最近は,その落ち込んだ後の数値として 安定していると感じていた。

- 率直に言うと多くの会社が潰れてしまったという感覚はあるが、今、ワースト になるのは意外である。
- △ 民事事件を担当している立場からしても意外と感じる。
- 昔は、不渡りを2度出すと銀行が即、取引停止処分をして、倒産に追い込まれていたが、聞いた話では、最近では、1度の不渡りは出したが、2度目はすぐに 弁護士に相談することによって倒産を免れるといったこともあると感じている。
- △ 昔とは違い、現在は、破産手続以外にも再生手続が用意されている。債権者の協力を得て、業務を続けながら再生計画を立て返済していく手続もあるため、倒産の具体的な在り方が変わっている面もあると思う。
- 経済の状況を見ると、最近は、静岡市より県西部の方が苦しいようである。リーマンショックの前は、浜松の方が静岡の倍くらい工業生産があったようだが、現在は、両者はほとんど拮抗しつつある状況と聞いている。
- △ 静岡地裁には、沼津支部と浜松支部の2つの大きな支部があるが、倒産事件の 件数から見ると、本庁及び両支部いずれも大きな変化はないようである。
- 静岡県に限ったことではないが、建設業は、今は景気がいいが、中小企業の建築の下請業者では職人が集まらないために破産に追い込まれる企業があると聞いたことがある。
- 消費者の皆様は、景気がいいと言いながらも買うことに慎重になっていると思う。値上げをしたら消費者は買わなくなるため、製造業などの小企業は、原材料の値上げがこたえていると思われる。また、円安のため、輸入品を原材料としている会社は厳しくなっている。さらに、水産業では地球温暖化、地球環境の変化で、例えば、鰹、秋刀魚といった魚が捕れなくなっていることが影響していると思う。
- 景気が良くなった、給料が上がったなど報道されているのは、中企業から大企業のことであって、小企業は、現状を何とかキープするのに精一杯で、二層化現象が起こっていると思われる。景気が良くなったと感じる方が何パーセントいるのかと疑問に思う。
- 顧客は、もともと安い物の値段が上がると確実に買い控えてしまう。農家は、 肥料などの値段が上がっているため、本当は商品の価格を上げたいところだが、 悩ましいところがある。しかし一方では、非常に高い商品が売れている状況にあ る。
- 消費者庁で消費者市民社会という言葉を勧めてくださいと言われることがある。その啓発活動として、「皆さん全員が消費者市民社会ですよ。」とか「皆さんの消費行動や考え方で社会が変わる。」と話をさせていただいている。例えば、安い物はみんなが買いたいと思うが、みんなが安い物ばかり買えば事業者は安い物ばかりを商品として置くことになってしまう。多少高くてもよいものを売り、それを消費者が買っていけば、事業者はよい商品も置くようになっていく。ぶどうを例にすると、今年一番売れた品種は、シャインマスカットという最高級のものであったことから、消費者は、高くてもよい物は買っている傾向にある。事業者は、消費者の傾向を踏まえて活動していけば、うまくいくのではないかと思う。

- 借りた物は返さなくてはいけないと考えるのが普通であり、免責されて返さな くてよくなるのはふに落ちない気持ちもある。
- △ 借りた物は返すというのはおっしゃるとおり当然のことであると思う。その一方で破産法には免責制度があり、この制度は、誠実で経済的な立ち直りをする意欲がある方にチャンスを与えるためにある。債務者には安易に免責を受ければいいと考えてもらいたくないため、債務者に必ず裁判所に来てもらい、債務超過になった原因や今後の計画などを質問していき、資産や負債の状況を提出してもらい、審査をした上で免責するかを判断する。中には涙を流して反省している方もいるが、逆に意識が希薄な方もいる。意識が希薄な方については、裁判所としてもきんと話をするようにしている。
- 個人の場合には借りた物は返すのは当然のことであるが、一方で法人の場合にはベンチャーを育てようという動きがあり、それには当然、リスクもある。会社が潰れることを恐れるとベンチャーと提携することができなくなってしまうので、成功した場合に大きな報酬がある反面、リスクを背負う必要もある。リスクを共有しながら新しい産業を育てていくことも必要だと考える。
- 住宅ローンは、払えなくなってしまったら終わりだと思っていたが、特則があり、救済の手続があることや、小規模個人再生手続や給与所得者等再生手続など知らなかった手続のことも知った。勉強をすれば、何かしらの助けとなる手続があると感じた。
- 私の事務所では今年,受任をして倒産申立てを行った件数は一,二件しかない。 倒産事件は,私自身は,年々,減少している傾向にあると感じている。金融機関 側としても,最近は,支払えなくなった債務者に対してすぐに期限の利益を喪失 させることはせず,利払いのみとして,元本返済は据え置きにして再生を促す動 きがある。そうしたことから,倒産まで至らない債務者も多いのではないかと思 う。また,中小企業再生支援機構に相談して事業再生を図るという方法が採られ ている。こうした私的整理の方法により,法的整理の裁判所への申立ては減少し ているのではないかと思われる。

2 次回テーマ

次回テーマは, 「裁判所における被害者保護制度の運用について」について取り上げることとされた。

3 次回期日

追って調整